

日米情報通信技術サービス通商原則

日本政府及び米国政府は、情報通信技術（ICT）サービス分野における次の貿易に関連する原則を共同で策定した。両国政府は両国間の経済関係及び第三国との貿易交渉において、これらの原則の実施を推進することを意図している。

これらの原則は、世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定に基づく政府の権利及び義務を妨げるものではなく、また、WTOサービスの貿易に関する一般協定（GATS）に含まれる例外規定を妨げるものではない。これらの原則は、また、知的財産の保護、医療情報を含むプライバシーの保護、個人情報及び商業上のデータの秘密性の保護等の分野における、日本政府及び米国政府の政策目的及び立法を妨げるものではない。これらの原則は、金融サービスに適用することを意図するものではない。これらの原則は、法的拘束力のある義務を設けるものではない。

日本政府及び米国政府は、国の規制能力を向上させ、また、経済発展を促進する強力な手段であるICTネットワーク及びサービスの拡大を支援するため、第三国と協力することを意図している。日本政府及び米国政府は、これらの原則の実施及び利用について議論し、また、適当な場合には更なる改善や拡大を行うことを目的として、毎年、これらの原則を見直すことを意図している。

国の規制能力の向上やICTネットワーク及びサービスの発展を支援することに努めている政府は、次の原則を受け入れるべきであり、また、適当な場合には、これらの原則を技術中立的な方法で二国間及び多国間の貿易の規律に組み込むよう取り組むべきである。

- 1 透明性：両政府は、ICT及びICTサービスの貿易に影響を及ぼす全ての法令、手続及び一般的に適用される行政上の決定が、公表され、又は利用可能なものとなり、及び実行可能な範囲内で公告及び公衆による意見提出の手続に従うことを確保するべきである。
- 2 国境を越える情報流通：両政府は、他国のサービス提供者又はその顧客が、情報を電子的に国内で又は国境を越えて移転すること、公に利用可能な情報にアクセスすること及び他国に蓄積された自らの情報にアクセスすることを妨げるべきではない。
- 3 オープンネットワーク、ネットワークへのアクセス及びその利用：両政府は、正当に情報にアクセスし、及び情報を配信すること並びに自己の選択するアプリケーション及びサービスを利用することに関する消費者の能力を向上させるべきである。両政府は、国境を越える、技術的中立性を基礎としたインターネット上のサービスの提供に関するサービス提供者の能力を制限すべきでなく、また、適当な場合には、サービス及び技術の相互運用

性を促進すべきである。両政府は、インターネットアクセス提供者は合法的なネットワークトラフィックを伝送する際に不当な差別的取扱いを回避するよう努めるべきであることを認識する（脚注1）。

- 4 相互接続：GATS電気通信附属書のアクセス及び利用の規定に従い、両政府は、その規制機関を通じて、それぞれの領域における公衆電気通信サービス提供者が、同じ領域内で直接又は間接に、他国の公衆電気通信サービス提供者に対して、商業的な条件で相互接続を提供することを確保すべきである。さらに、基本電気通信に関するGATS参照文書（脚注2）に従い、両政府は、それぞれの領域における公衆電気通信サービス提供者が、原価に照らして定められた、差別的でない、及び透明性のある料金で、主要なサービス提供者との相互接続が可能となることを確保すべきである。
- 5 ネットワーク構成要素の細分化：両政府は、その規制機関を通じて、それぞれの領域における主要なサービス提供者に対して、細分化された形で、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある条件や、原価に照らして定められる料金でネットワーク構成要素へのアクセスを公衆電気通信サービス提供者に提供することを要求する権限を有すべきである。規制機関は、いかなるネットワーク構成要素が細分化されるべきかを決定する前に、利害関係者の見解を求め、考慮すべきである。
- 6 現地における基盤及び現地における拠点：両政府は、ICTサービス提供者に対し、サービス提供の条件として、現地における基盤を利用することを求めるべきではない。両政府は、ICTサービス提供者に対し、国境を越えるサービス提供の条件として、現地における拠点を設立することを求めるべきではない。さらに、両政府は、現地における基盤、国内の電波のスペクトル又は衛星の軌道資源の利用について、国内のICTサービス提供者に優先権又は特惠待遇を与えるべきではない。
- 7 外国所有：両政府は、ICTサービス分野において、設立その他の手段を通じた完全な外国資本の参加を認めるべきである。
- 8 電波のスペクトルの利用：両政府は、電波のスペクトルに関し、それが効果的及び効率的に管理されることを確保するよう取り組むことにより、また、適当な場合には、適用可能な国際電気通信連合無線通信部門（ITU-R）の勧告に従い、その利用可能性及び利用を最大化すべきである。商業上の目的のための電波のスペクトルの分配は、客観的な、適時の、透明性のある、かつ、差別的でない態様で、競争及びイノベーションを促進する目的をもって実施されるべきである。両政府は、公平で、かつ、市場志向的な手段（オークションを含み得る）を通じ、商業利用者に対して地上波の電波のスペクトルを割り当てる権限を有すべきである。

9 デジタル・プロダクト：両政府は、あるデジタル・プロダクトに対して、創作又は生産の場所及び著作者の国籍に基づいて、他の同種のデジタル・プロダクトと比較した場合に不利でない待遇を与えるべきである。

10 規制当局：両政府は、ICTサービス分野を監督する規制当局が、全てのサービス提供者から法的に区別され、機能的に独立したものであり、また、効果的にその機能を果たすために十分な法的権限及び適当な資源を有することを確保するべきである。規制当局が行う決定及び手続は、市場の全ての参加者について公平であるべきである。ICTサービスに関して規制当局が行う決定及び当該決定に関する上訴手続の結果は、公に利用可能にされるべきである。

11 許可及び免許：両政府は、競争的な電気通信サービスの提供を、できる限り、サービス提供者による簡易な届出により許可するべきであり、サービス提供の条件として法人の設立を求めるべきではない。免許の数は、周波数の割当等、限定された特定の規制の問題に取り組む目的のためだけに制限されるべきである。

12 国際協力：両政府は、デジタル・リテラシーの水準を世界的に向上させ、及び「デジタル・ディバイド」を縮減するため、相互に協力するべきである。

(脚注)

1 米国において、不当な差別的取扱い禁止の規則（連邦規則規準47第8.7条）は、固定（有線）ブロードバンドインターネットアクセス提供者に適用される。しかしながら、固定及び移動ブロードバンドインターネットアクセス提供者は、連邦規則規準47第8.5条のブロック禁止の規則に従う。

2 参照文書、基本電気通信に関する交渉部会、作業文書番号2104号（1996年4月24日）。